

海外の街路空間における大道芸許可制度に関する分析*

A Study on Foreign Permission System for Street Performance on Street Spaces*

上永啓太**・吉武哲信***・出口近士****

By Keita KAMINAGA**・Tetsunobu YOSHITAKE***・Chikashi DEGUCHI****

1. はじめに

近年、中心市街地活性化への対応策の一つとして、街なかでの快適で魅力ある空間の創出が目指されている。これに関連して近年、街なかにおけるオープンスペースの活用への関心が高まっている。オープンスペースは、カフェや市などの商業系の活用の他に、大道芸に代表されるようなパフォーマンス空間としての活用もある。そしてこれらを多様に展開することを考えると、民間空間のみならず、公共空間およびセミパブリック空間の活用が重要となる。なお、これらの空間のカフェ等への活用については、既に一定の成果があるため¹⁾、本稿では特に、公共空間およびセミパブリック空間(以降、これらをオープンスペースと呼ぶ)での大道芸等のパフォーマンス活動に着目する。

さて、わが国で街なかのオープンスペースにおいては、公園に付随する規制や、道路法や道路交通法の規制があり、必ずしも大道芸等を実施することは容易ではない。たとえば、歩道空間での大道芸等の実施は、道路交通法に基づく管理者(警察)の判断が必要である。現状では、特に街路での許可は一過性のイベント、かつ公共性が認められるものに対して限定的に与えられることが多く、またその判断基準は詳細には明文化されていない。

以上を踏まえれば、街なかのオープンスペースで日常的な大道芸等の活用・推進を図るには、いつ、どこで、どのような内容・芸種であれば許可できるかという判断の枠組みや基準を検討する必要がある。また、これらに関するガイドライン的なものがあれば、地元自治体、空間管理者、住民やまちづくり団体間の合意も得やすく、したがって警察協議も行ないやすくなると考えられる。あるいは、これらの関係者が具体的な許可判断基準に関する合意形成をしていく出発点として、機能することも考えられる。このようなガイドラインを検討する際には、時間、期日や場所を限定してイベント的な運用を図るわ

が国の都市、例えば静岡市や横浜市の事例よりも、大道芸等が日常的に繰り広げられている諸外国が運用する許可制度が参考になると考えられる。

このような観点から、大道芸等のパフォーマンスと都市空間の関係に関する既往の研究を見ると、広場と通路の大道芸空間における観客の空間的、時間的分布と観賞行動を明らかにした篠崎らの研究²⁾や、繁華街において、パフォーマンスの種類によって選択される活動空間の特徴を明らかにした阪田らの研究³⁾、そして、路上や広場のパフォーマンス空間において、通行人数と観客の出入りについて明らかにした伊藤らの研究⁴⁾がある。これらは、市街地での賑わい創出における大道芸の役割や、そのような活動を行なえる空間の整備に知見を与えるものとして評価できる。

一方、許可制度に関する研究では、ダンススポットの空間や管理の特徴を明らかにした斎藤らの研究⁵⁾があるが、管理以外については言及されていない。また、丑山⁶⁾は日本の7事例を含む大道芸ライセンス事業に着目し、パフォーマー支援策の分類と分析を行ない、正規・準正規ライセンスの発行などの改善策を提示している。ただしこの研究は、大道芸の許可制度を広く収集し、整理した上のものではない。また、事例の活動認定地は公共施設の敷地内空地や公園、民地内空地に限定されている。

以上の認識から、本研究はまちの賑わい創出の一段として街なかのオープンスペースで行なわれる大道芸等に関し、1)諸外国で運用されている許可制度を対象にデータを収集し、それら許可制度について明らかにするとともに、2)得られた結果を整理し、関係者が許可判断の枠組みや基準に関して合意形成を行なうための基礎的な資料と考え方を提供することを目的とするものである。

2. 研究方法

(1) 調査・分析の枠組み

a) 許可制度の体系的把握

まず海外の許可制度の事例を収集し整理する。この際、各都市の許可制度を体系的に整理するために、後述の図-1に示すような許可制度の分類枠を設ける。この分類軸に沿って、各都市の許可制度を体系的に整理する。

b) 分類枠に基づく都市の分類

*キーワード：大道芸、街なか、空間整備・設計

**学生会員、宮崎大学大学院工学研究科土木環境工学専攻
(宮崎県宮崎市学園木花台西1丁目1番
TEL0985-58-7343、FAX0985-58-7344)

***正会員、博(工)、宮崎大学工学部土木環境工学科
(TEL0985-58-7331、FAX0985-58-7344)

****正会員、工博、宮崎大学工学部土木環境工学科

表-1 収集事例

国名	制定主体名	No.	国名	制定主体名	No.
CA	Town of Banff	1	NZ	Wellington City Council	34
	Downtown Calgary	2		Adelaide City Council	35
	Granville Island Cultural Society	3		City of Boroondara	36
	City of Kingston	4		Brisbane City Council	37
	City of Vancouver	5		Burwood City Council	38
	City of Toronto (Yonge Dundas Square)	6		Byron Shire Council	39
US	City of St. Augustine	7	AU	Cairns Regional Council	40
	City of Boston	8		Glen Eira City Council	41
	Cambridge Arts Council	9		Gold Coast City Council	42
	City of Galena	10		Griffith City Council	43
	City of Rockville	11		City of Hodfast Bay	44
	Port of San Francisco	12		Indigo Shire Council	45
UK	Bath & North East Somerset Council	13	AU	Kempsey Shire Council	46
	Birmingham City Council	14		Municipality of Kiama	47
	Brighton & Hove City Council	15		City of Latrobe	48
	Eastbourne Borough Council	16		Launceston City Council	49
	City of Sheffield	17		Lismore City Council	50
	Stockton-on-Tees Borough Council	18		Loxton Waikerie District Council	51
CH	City of Basel	20	AU	City of Mandurah	52
	City of Bern	21		Manly Council	53
IT	City of Verona	22	AU	City of Maribymong	54
DK	City of Copenhagen	23		City of Maroondah	55
AT	City of Wien	24	AU	City of Melbourne	56
DE	Frankfurt am Main	25		Monash City Council	57
NL	Amsterdam Street Performers (Amsterdam)	26	AU	Narromine Shire Council	58
	National Arts Council Singapore	27		North Sydney Council	59
NZ	Christchurch City Council	28	AU	Parramatta City Council	60
	Dunedin City Council	29		City of Perth	61
	Invercargill City Council	30		Pittwater Council	62
	Kapiti Coast District Council	31		Richmond Valley Council	63
	New Plymouth District Council	32		South Bank Corporation (Brisbane City Council)	64
	Rotorua District Council	33		City of Stonnington	65
			AU	Sunshine Coast Regional Council	66
				City of Sydney	67
			AU	City of Willoughby	68
				City of Yarra	69

諸外国での空間活用に関する許可規定に関し、都市間、規定間の類似性やどのような都市がどの規定を採用しているかの情報は、わが国での街なかのオープンスペースでの大道芸等の許可システムを考える際に参考になろう。そこで、a)で整理された各都市の空間活用に関する規定を制定主体や運用主体の観点から整理するとともに、同規定を数量化理論Ⅲ類およびクラスター分析を用いてグルーピングする。そして、このグループごとの空間活用に関する規定の特徴を明らかにすると共に、国や都市の人口規模などの観点から、空間活用に関する規定に一定の共通傾向があるか否かを検討する。

(2) 許可制度の収集

分析の対象となる都市をインターネットにより検索した。すなわち、街なかのオープンスペースでの大道芸等に関する許可制度を、busking, busker, street performance, street performer, permission, permit等をキーワードとして検索し、表-1に示す計69事例を収集できた。なお、今回は英語のみで探索しており、他言語のみで表示される都市は対象に入れていない。この意味では収集事例に基づいた分析結果には偏りが出る可能性はあるが、これについては3章で検討する。また、収集事例のうちオースト

表-2 Gold Coast City Council の事例

各条項	分類枠
SPA(Surfers Paradise Alliance)、BAL(Broadbeach Alliance Limited)、GCCC(Gold Coast City Council)は大道芸活動の管理を支援するため、「Busking Guidelines Document」を作成しました。	C
SPAとBALは許可保有者がガイドラインの内容に従わなかった場合、GCCCに許可証の停止や取り消しを求めます。	O
このガイドラインはSurfers Paradiseの指定区域とBroadbeach Mallでのみ許可されます。	D
ゴールドコーストの路上で大道芸を行うには許可証を携帯して下さい。許可証はSPAとBALによって発行され、志願者はいくつか条件に従う必要があります。	M
オーディションの際にはパフォーマンスで使用する器材を全て持って来て下さい。	A
活動場所: Cavill Mallの遊歩道の東端と遊歩道の中央、ラン通りの縁石側等	W
活動時間: 10:00~22:00	W
一つの場所につき30分以上活動してはいけません。	WP
グループ活動は最大4人です。	BP
年齢制限: 14歳以下は常時監督者を必要とします。	B
14歳から17歳は18:00~22:00まで監督者を必要とします。	WB
音: 拡声器の使用は禁止します。音量の大きさは周辺の店内に聞こえないように注意してください。	P
許可証の停止・取り消しになる行為・活動	
・ 治安妨害を起こすこと	P
・ 店・建物の出入り口を塞ぐこと	WP
・ 大道芸の停止要求に従わなかった場合	M
・ 大道芸許可証を見える位置に提示していない場合	M
禁止条項	
・ 道具を広げ、歩行者の通行を妨害すること	P
・ ナイフ、剣、チェーンソー等の危険な器具の使用	P

ラリアが34都市と多い。これは同国の都市が大道芸等のパフォーマンスを重視していることの表われであろう。これによる分析結果の偏りについても、3章で検討する。なお、事例は社会的・文化的背景が異なる12ヶ国にわたっており、これらを分類し体系的に把握することで、制定主体や運用体制、許可条項などの一般的傾向をある程度は明らかにできるであろう。

(3) 許可制度の事例紹介

大道芸許可制度の事例の一つとしてオーストラリアのGold Coast市の事例⁹⁾を表-2に紹介する。同市はクイーンズランド州南東部に位置し、観光保養地として有名である。同市の大道芸許可制度は、市(Council)、Surfers Paradise Alliance (SPA)とBroadbeach Alliance Limited (BAL)が制定したもので、本制度の運用についてもこれら団体と市が共同で行なっている。許可申請書はSPAとBALの事務所とホームページに用意され、オーディションによって演者を選別している。この許可制度はSurfers Paradise指定区域とBroadbeachモールに適用され、具体的な活動場所は写真と文章で詳細に決められている。

活動に関しては、演者は大道芸等のパフォーマンスを行なうときは許可証を必ず携帯し提示する必要がある。これに従わなかった場合は、許可証の停止または取り消

許可制度	
制定主体	許可規定
Constitution	
運用主体	
Operation	
管理規定	Where/When
Management	適用エリアの有無
オーディションの有無	District
	近隣の同意
Audition	Neighbor

図-1 許可制度の分類枠

しになっており、14歳から17歳の演者による18時以降の活動は監督者を必要とし、さらに14歳以下の演者においては時間帯に関わらず常時監督者が必要とされている。なお、一つの場所での活動時間は30分以内と規定され、この他にも音の規制、ナイフ・剣等の危険な道具の禁止、グループ活動の人数制限などが存在する。

3. 許可制度体系の把握

(1) 許可制度の分類軸

Gold Coast市を含む69都市の制度を見渡すと、図-1のような分類軸を整理することができる。すなわち、大道芸許可制度の分類は、制定主体(C):誰が許可制度を制定しているか、運用主体(O):誰が制度の運用・管理を行っているか、管理規定(M):どのように許可証の発行や取り消し等の管理を行なうか、オーディションの有無(A):演者にオーディションを課すか、適用エリアの有無(D):許可規定を適用する空間を限定しているか、近隣の同意(N):パフォーマンスの場所・時間や芸種等に近隣の住民や商業者の同意を必要としているか、さらにパフォーマンスに関する基本的な芸種(P)、場所・時間(W)、演者(B)に関する許可規定によって大別できる。

ちなみに、表-2には、Gold Coast市の事例では各種条項が図-1のどれに相当するかを右欄に示している。そして、同様の作業を69都市に対し行なった結果を表-3に示す。同表に示すように、C, O, M, A, D, N, P, W, Bについては、さらに具体的な規定群が存在する。対象都市の条項はすべて図-1の枠組みに沿って位置づけることができたため、この分類軸は妥当性を持つと考えて良い。

さて表-3の分類結果を見れば、許可制度は7つの大項目と34の小項目から構成されることがわかる。基本的に制定主体(C)、運用主体(O)においては市(Council)が主体となる都市が多く、騒々しい行為の制限(P2)、歩道交通の確保(WP1)、場所(W1~W4)が制度全体で多くの件数を占めていることから、これらの項目は許可規定の必須項目であることが推察される。また、制定主体(C)や

表-4 空間利用に関する分類軸の特徴

軸(固有値)	寄与率	符号	主要なカテゴリー	特徴
1 (0.1794)	19.9%	+	近隣の同意(N)あり、活動可能な時間帯の指定(W5)なし、「演者と活動」(BP)なし	活動非規定
		-	グループ人数の制限(BP2)、活動可能芸種の限定(BP1)、ゴミや道具の撤去(WP5)	活動規定
2 (0.1531)	16.9%	+	禁止区域の指定(W4)、近隣の同意(N)あり、ゴミや道具の撤去(WP5)	場所非規定
		-	歩道(W2)、歩行者専用道路(W3)、広場(W1)	場所規定
3 (0.1070)	11.8%	+	適用エリア(D)あり、近隣の同意(N)あり、活動可能な時間帯の指定(BP1)なし	適用エリア指定あり
		-	ストリートファニーチャー周辺での活動制限(WP3)、公序良俗に反する行為の禁止(P3)、適用エリア(D)なし	適用エリア規定なし

運用主体(O)によって、許可制度の項目が変わることはなく、国による大きな違いも認められない。

(2) 空間活用規定による都市分類とその特徴

空間の活用の仕方に関する大道芸等の許可制度にどのような傾向があるかを把握するため、表-3に示した項目のうち空間活用に関する規定、すなわち、適用エリアの有無(D)、近隣の同意(N)、場所・時間(W)、活動(P)、場所と活動(WP)、演者と活動(BP)の7変量を用いて、数量化理論Ⅲ類を適用する。なお分析において、反応する都市が少ない項目はその項目と都市をデータから削除した。すなわち9都市(No.13, 14, 20, 22, 25, 29, 30, 43, 51)と場所と活動(WP)、時間と演者(WB)を除外し、最終的に60都市をサンプルとした。

数量化理論Ⅲ類の適用結果を表-4に示す。第3軸までで累積寄与率がほぼ50%(48.6%)であり、第4軸の寄与率は7.8%と小さいため、第3軸までを用いて分析を行なう。各軸の意味は、カテゴリースコアの絶対値が大きいカテゴリー(表-4参照)から、第1軸はマイナス側にいくほど活動制限が強化されるため「活動の規制軸」、第2軸はプラス側では禁止区域の指定(D)、マイナス側では活動許可区域の指定(W2,W3,W1)がなされているため「場所限定軸」、第3軸はプラス側で許可規定適用エリア指定、マイナス側で指定されていないため「適用エリアによる活動の制限軸」と解釈できる。

次に、空間活用に関する規定の設定パターンによる都市の分類を行なうため、3軸までのサンプルスコアを用いてクラスター分析を適用した。その結果、都市は表-5に示す5グループに分類できた。図-2は、縦軸に第1軸、横軸に第2軸をとり、各都市の付置とクラスター分析による5つのグループを図示したものである。同図より、グループ1は活動に制限を設け、比較的規制が多い「活動規定型:G1」(22件)と言える。同様にグループ2は「場所非規定型:G2」(15件)、グループ3は「場所規定型:G3」(12件)、グループ4は「活動非規定型:G4」(7件)、グループ5は「活動・場所非規定型:G5」(4件)と位置づけることができる。すなわち、わが国の都市で諸規定を定める際、まずはどのグループを志向するかを決定することによって、参考となる都市群を限定できると言える。

表-5 クラスター分析による都市分類

グループ1 (22件) 活動規定型			
Downtown Calgary	2	National Arts Council Singapore	27
Granville Island Cultural Society	3	Gold Coast City Council	42
City of Kingston	4	City of Hobart Bay	44
City of Vancouver	5	Kempsey Shire Council	46
City of Toronto (Yonge Dundas Square)	6	Manly Council	53
City of St. Augustine	7	North Sydney Council	59
City of Rockville	11	City of Perth	61
Port of San Francisco	12	Pittwater Council	62
City of Bern	21	South Bank Corporation (Brisbane City Council)	64
City of Copenhagen	23	Sunshine Coast Regional Council	66
Amsterdam Street Performers (Amsterdam)	26	City of Sydney	67
グループ2 (15件) 場所非規定型			
City of Boston	8	Indigo Shire Council	45
Cambridge Arts Council	9	Municipality of Kiama	47
Brighton & Hove City Council	15	City of Latrobe	48
City of Wien	24	City of Melbourne	56
Adelaide City Council	35	Paramatta City Council	60
Burwood City Council	38	City of Stonnington	65
Byron Shire Council	39	City of Yarra	69
Cairns Regional Council	40		
グループ3 (12件) 場所規定型			
Town of Banff	1	Wellington City Council	34
City of Galena	10	Brisbane City Council	37
Eastbourne Borough Council	16	Launceston City Council	49
City of Sheffield	17	City of Mandurah	52
Stockton-on-Tees Borough Council	18	City of Maribymong	54
City of York Council	19	Monash City Council	57
グループ4 (7件) 活動非規定型			
Christchurch City Council	28	Narromine Shire Council	58
Rotorua District Council	33	Richmond Valley Council	63
Glen Eira City Council	41	City of Willoughby	68
City of Marooondah	55		
グループ5 (4件) 場所・活動非規定型			
Kapiti Coast District Council	31	City of Boroondara	36
New Plymouth District Council	32	Lismore City Council	50

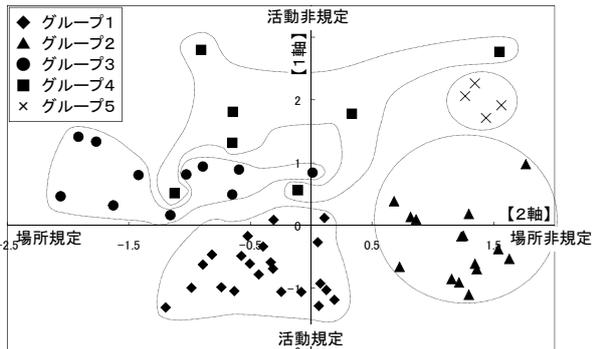


図-2 活動と場所に関する都市グループ

(3) 空間活用規定以外の分類軸と都市分類の関係

表-3に挙げるカテゴリーのうち上述の分析において使用しなかったもの、すなわち制定主体(C)、運用主体(O)、管理規定(M)、オーディションの有無(A)、演者(B)に11カテゴリーに併せ、都市規模や国による違いがグループ間で見られるかを検討する。

図-3にグループと制定主体(C)の関係を示す。これから、民間組織が制定主体となる都市(C2)は活動規定型(G1)、場所非規定型(G2)にのみ存在することがわかる。図-4は許可証発行主体とグループとの関係を示すが、場所規定型(G3)に属する都市ではすべてCouncil(M1)が発行していることがわかる。また、活動規定型(G1)、場所非規定型(G2)では民間組織(M2)が許可証を発行する事例はない。逆に民間組織が発行するのは、活動規定型(G1)、場所非規定型(G2)の都市のいずれかである。なお、管理規定(M)に属する他のカテゴリーについてはグループ間

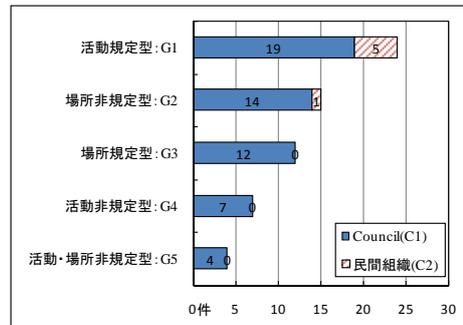


図-3 グループと制定主体の関係

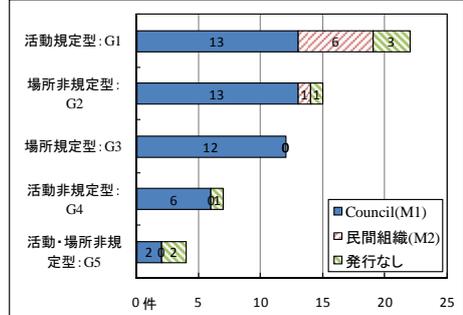


図-4 グループと許可証発行主体の関係

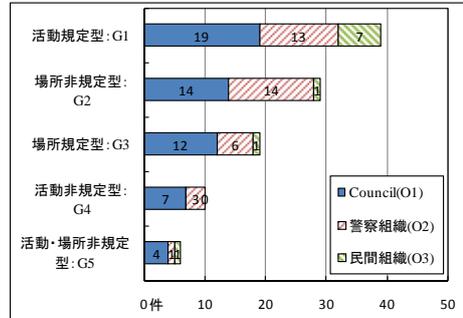


図-5 グループと運用主体の関係

で明確な差が見られなかったのここでは示していない。

図-5は運用主体との関係を示すが、市(Council)(O1)、警察組織(O2)、民間組織(O3)とグループ間の明確な関係は見られない。ただし、活動非規定型(G4)には民間組織が運用主体となっているケースはない。

次に、オーディションの有無(A)と演者の年齢制限(B)とグループとの関係を見よう。図-6より、活動非規定型(G4)、活動・場所非規定型(G5)はオーディションを課しておらず、活動非規定型(G4)は年齢制限を課していない。

2章でも触れたがここでは、都市グループと国の関係を確認する(図-7)。同図より、活動非規定型(G4)、活動・場所非規定型(G5)にはニュージーランドとオーストラリアの都市のみが属しており、その他のグループは各国が混在している。また、オーストラリアの都市はグループ間にまたがって分布していることがわかる。

以上を踏まえると、活動非規定型(G4)、活動・場所非規定型(G5)はAU・NZ型と言える可能性があるものの、他のグループは国の違いには関わらないと言える。また、英語圏・非英語圏の国の分布にも一定の傾向は見られないことから、2章で述べたような英語の情報のみに由来する分析結果にも偏りがなくと判断できる。なお、

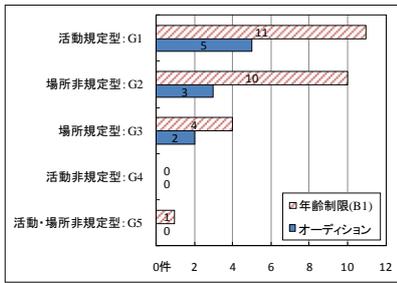


図-6 グループとオーディション・年齢制限の関係

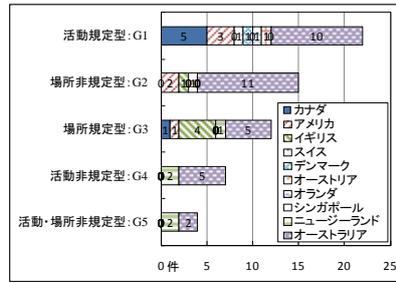


図-7 グループと国の関係

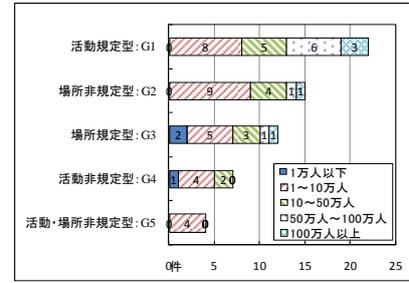


図-8 グループと人口規模の関係

道路や公園に関する制度が大きく異なる国々の中で空間活用に関する規定のパターンが国によって異なることは、わが国での適用も可能であることを示している。

最後に、許可規定が都市規模によって異なるかを明らかにするために、図-8にグループごとの都市人口規模の内訳を示す。図より、活動・場所非規定型(G5)には人口1~10万人の都市のみが属するが、それ以外のグループには人口規模による傾向は見られない。許可制度は人口規模に大きくは関わらないと判断して良からう。

(4) 考察

以上、空間活用に関する規定による都市の分類と、都市分類と空間活用規定以外の分類軸、国、都市規模との関係を明らかにすることができた。これらの情報をもとに、わが国での許可制度の適用に関し考察する。

まず、当該の都市が活動規定型(G1)、場所非規定型(G2)、場所規定型(G3)、活動非規定型(G4)、活動・場所非規定型(G5)のいずれを指向するかを検討する必要がある。それが決定されれば、まずはそのグループに属する都市が持つ平均的な規定群が、詳細な規定を議論するための出発点にならう。この際、3章(1)に示したように、制定主体(C)と運用主体(O)において市町村が主体となることが基本であり、その上で、騒々しい行為の制限(P2)、歩道交通の確保(WP1)、場所(W1~W4)に関する規定はほぼ必須と言える。

また民間組織が制定主体や許可証の発行に関与する場合は、活動規定型(G1)、場所非規定型(G2)、市のみが許可証を管理する場合は場所規定型(G3)の規定群が参考にできる。さらに、年齢制限を課さない場合は活動・場所非規定型(G5)、オーディションを課さない場合は活動非規定型(G4)、活動・場所非規定型(G5)を参考にすることも考えられよう。

なお、以上のような議論の進め方は、制度的背景が異なっても国や都市規模による違いが見られなかったことから、わが国の都市においても適用可能と言える。

4. おわりに

本研究では、諸外国の大道芸許可制度について分析を

行なった。主要な結論は以下の通りである。

- 1) 日常的に大道芸許可制度を運用している69都市の事例を収集し、これらの都市の許可制度を、制定主体、運用主体、管理規定、オーディションの有無、許可規定(活動、時間・場所、演者)、適用エリアの有無、近隣の同意の有無といった分類枠に基づき体系化できた。
- 2) 空間活用に関する規定から、都市を活動規定型(G1)、場所非規定型(G2)、場所規定型(G3)、活動非規定型(G4)、活動・場所非規定型(G5)の5グループに分類し、グループごとの特徴を示した。
- 3) 5つのグループは、規定の設定の仕方それぞれの特徴があるものの、制定・運用主体、オーディション・年齢制限の有無、都市規模や国による大きな違いは認められない。ただし、活動非規定型(G4)、活動・場所非規定型(G5)はオーストラリア、ニュージーランドの一部の都市に特有の可能性はある。
- 4) わが国の都市で許可制度を適用する場合、まずどの都市グループを指向するかを決定し、そのグループが持つ平均的な規定群を議論の出発点にすることが考えられ、これが関係者間の合意形成を支援することが期待される。

参考文献

- 1) 都市づくりパブリックデザインセンター編：公共空間の活用と賑わいまちづくり，学芸出版社，2007。
- 2) 篠崎高志ほか：大道芸空間における行動特性に関する研究，日本造園学会誌，No.63-5，pp.721-724，2000。
- 3) 阪田弘一ほか：繁華街におけるストリート・パフォーマンスの実態とその発生場所の空間特性—コミュニケーションを誘発する都市空間に関する研究—，日本建築学会計画系論文集，第541号，pp.123-130，2001。
- 4) 伊藤倫子ほか：パフォーマンス空間における観客の行動特性に関する研究，日本建築学会大会学術講演梗概集(九州)，Vol.1998，pp.855-856，1998。
- 5) 斎藤直人ほか：都市空間におけるストリートダンスの実態，日本都市計画学会都市計画論文集，No.41-31，pp.457-461，2006。
- 6) 丑山佐枝子：「大道芸」ライセンス事業におけるパフォーマンス支援に関する研究—地方自治体への一政策提言として—，慶応義塾大学大学院政策メディア研究科，平成18年度修士論文，2006。
- 7) Gold Coast City Council: Busking Guidelines, http://www.gold-coast.qld.gov.au/attachment/policies/busking_guidelines.pdf (2010.7.22確認)。